

目黒清掃工場 建設工事のあらまし

平成30年11月



目黒区の花「ハギ」



新工場イメージ図

1

施設計画

■ 工事場所

東京都目黒区三田二丁目19番43号

■ 敷地面積

約29,000㎡（緩衝緑地含む）

■ 工期

平成29年（2017）6月27日から平成35年（2023）3月15日まで

■ 設計施工

JFE エンジ・清水建設特定建設工事共同企業体

■ 建築

- ① 工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部 鉄筋コンクリート造、鉄骨造）／高さ約24m
- ② 管理棟 鉄骨造／高さ約14m
- ③ 煙突 鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒型／高さ約150m
- ④ 付属施設 計量棟、洗車棟等

■ プラント

- ① 焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉（廃熱ボイラ付）
- ② 焼却能力 600 トン／日（300 トン／日・炉×2基）
- ③ 発電設備 定格出力 約21,500 kW

2

環境保全

■ 大気汚染

法規制値より厳しい自己規制値を設定します。

項目	規制内容	法規制値	自己規制値
ばいじん	濃度規制	0.04 g/ m ³ N	0.01 g/ m ³ N
塩化水素	濃度規制	700 mg/ m ³ N（換算430 ppm）	10 ppm
硫黄酸化物	総量規制	605 m ³ N/ 日（約107 ppm）	10 ppm
窒素酸化物	総量規制	12.8 m ³ N/h（約84 ppm）	50 ppm
	濃度規制	250 ppm	
水銀	濃度規制	30 μg/ m ³ N	—
ダイオキシン類	濃度規制	0.1 ng-TEQ/ m ³ N	—

※排出濃度は、酸素濃度 12%換算値を示す。

■ 水質汚濁

- ①「下水道法」及び「東京都下水道条例」による下水排除基準を遵守
- ②「水質汚濁防止法」における排水基準を遵守
- ③「ダイオキシン類対策特別措置法」における排水基準を遵守

■ 悪臭

「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■ 騒音

「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■ 振動

「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

3

目黒清掃工場 の特徴

■ 地域環境との調和

建物高さを抑え、階段状にして圧迫感の軽減を図ると共に、周辺環境と調和したデザインとします。

また、構内道路に^{ふくが}り蓋や防音壁を設置し、収集車両の走行音等の低減を図ります。

■ 緑化

工場棟や管理棟、煙突等の屋上や壁面を緑化し、景観に配慮するとともにヒートアイランド対策や冷暖房使用電力の低減を図ります。

また、緩衝緑地や目黒川との連続性のある緑化により、緑のネットワーク形成を図ります。

■ 自然エネルギー

再生可能エネルギーである太陽光発電やトップライトによる自然光の利用を図ります。



4

工事工程 ・ 工事内容

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
工場棟解体工事	■					
煙突解体工事	■					
実施設計	■					
管理棟工事		■				
工場棟工事			■			
煙突工事				■		
プラント工事				■		
外構・植栽工事					■	
試運転						■

■ 解体工事工程

■ 建設工事工程

■ 工場棟・煙突解体工事

仮設テントを設置して、旧工場棟の解体を行います。

■ 管理棟・工場棟・煙突工事

地下部の解体・掘削を行った後、建物の建設を行います。さらに、内装・外壁の仕上げを行います。

■ プラント工事

焼却炉設備や公害防止設備、発電設備等を据え付けます。

■ 外構・植栽工事

構内道路・植栽の整備等を行います。

■ 試運転

プラント設備等の試運転を行います。

5

作業計画

■ 作業日及び作業時間

原則として月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで（工事のための出入、準備、後片付けを除く）とします。なお、大型の建設機械を使用する作業については、午後5時までとなるよう努めます。

日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とします。ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ① 緊急作業、中断が困難な作業（例：生コンクリートの打設等）
- ② 交通法令上やむを得ない特殊車両の出入（例：ボイラ等の大型機器の搬入等）
- ③ 騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業（例：屋内仕上作業、試運転等）
- ④ 作業日にはできない仮設電源・仮設設備等の点検・メンテナンス

6

工事中の 環境保全 対策

安全対策

- ① 工事車両の出入口には交通誘導員を適切に配置し、通行者の安全を確保します。
- ② 工事車両は、交通法令を遵守し、交通安全に努めます。
- ③ 工事車両は、工事敷地外での待機を禁止します。
- ④ 工事エリアには仮囲いを設置し、周囲の安全確保に努めます。

騒音・振動対策

- ① 低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振動の発生抑制に努めます。
- ② 騒音計・振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視及び表示します。

粉じん対策

- ① 粉じんが発生する作業は、適宜散水等必要な措置を行い、粉じんの飛散防止に努めます。
- ② 粉じん計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。

電波障害対策

建設機械等によりテレビの受信障害が万が一発生した場合は、速やかに対策を行います。

排出ガス対策

- ① 排出ガス対策型建設機械を採用します。
- ② 工事に使用するディーゼル自動車は、粒子状物質規制に対応した車両を使用します。
- ③ 場内待機中の建設機械や工事車両は、アイドリングストップを徹底します。

排水対策

工事中の排水は、関係法令・条例に従い適切に処理します。

地盤対策

- ① 掘削区域の周囲に山留め壁を構築し、周辺環境への影響を防止します。
- ② 敷地境界及び掘削区域の周囲に地盤変形を計測する機器を設置し、水平位置・レベルを定期的に測定します。

建設廃棄物の発生抑制

- ① 資材搬入は簡易梱包をする等により、養生材の廃棄物の発生抑制に努めます。
- ② 3R (Reduce、Reuse、Recycle) に積極的に取り組みます。

7

工事車両 通行ルート



凡例



・工事車両通行ルート

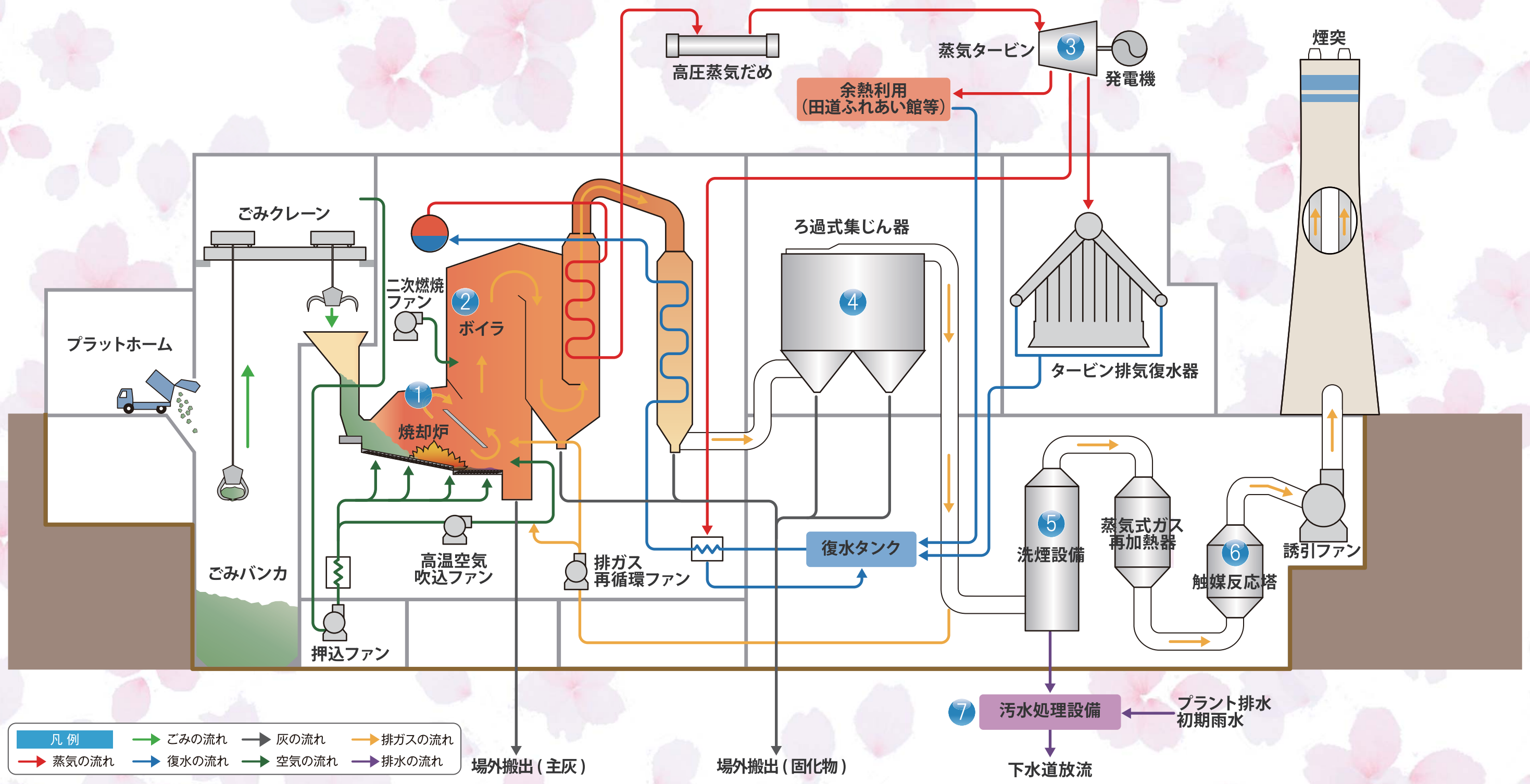


・特殊車両通行ルート

車両台数

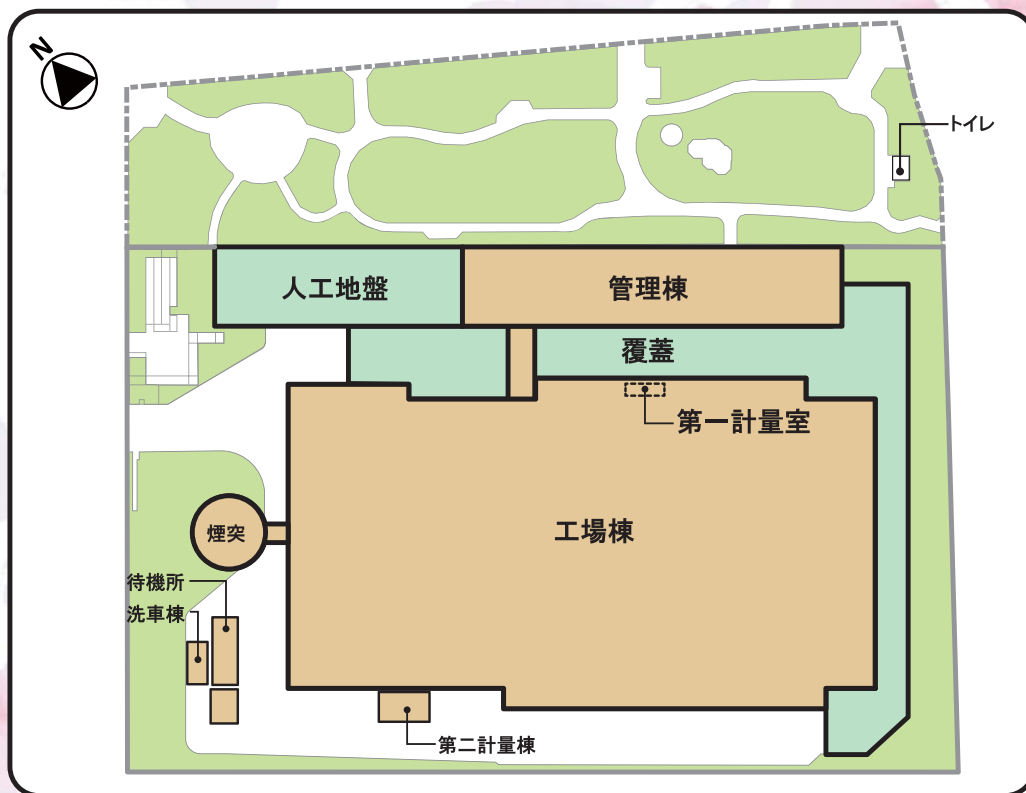
300台 / 日 (ピーク時)

- 1 焼却炉（ストーカ式）**
 最新の技術で、安定したごみの焼却を行い、焼却ガス温度は 800℃以上で、滞留時間を2秒以上確保し、ダイオキシン類の発生を抑制します。
- 2 ボイラ**
 ごみの焼却により発生する熱で高温・高圧の蒸気を生じさせます。
- 3 蒸気タービン発電機**
 ボイラで発生した蒸気を蒸気タービンに送り、発電を行います。
- 4 ろ過式集じん器**
 排ガス中に含まれるばいじん、ダイオキシン類、水銀、塩化水素、硫酸化合物を除去します。
- 5 洗煙設備**
 排ガスを水と薬剤で洗い、排ガスに含まれる水銀、塩化水素、硫酸化合物を除去します。
- 6 触媒反応塔**
 排ガス中に含まれるダイオキシン類、窒素酸化物を触媒の働きで分解します。
- 7 汚水処理設備**
 工場内で発生する汚水に含まれる固形物・重金属などを基準値内まで取り除き、下水道へ放流します。



9

配置計画図



10

案内図



交通機関

恵比寿駅、目黒駅、中目黒駅から徒歩15分
東急バス 渋72系統「中里橋」バス停から徒歩すぐ

お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部建設課
目黒清掃工場建替工事 監督員事務所
TEL 03-3792-0515
FAX 03-3792-0517